

第 13 号

発行人 濱野 吉生

編集人 菅原 哲朗

日本スポーツ法学会事務局

〒186 0004 東京都国立市中央一九八

第七叶ビル五F

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二 五八〇 一三五二

FAX 〇四二 五八〇 六二七五

新会長 挨拶

濱野 吉生

第6回日本スポーツ法学会総会で、伊藤義会長の後をうけて、第三代会長に選出され、責任の重大性を痛感しております。

ふりかえってみますと、一九九二年12月に霞ヶ関ビル内の東海大 学校友会館に有志が集い、日本スポーツ法学会の設立が決定され、千葉正土初代会長のすぐれたリーダーシップのもとで、本学会は順調に活動を開始いたしました。この間に、固有法・事故問題・実定

法の三部会を設置し、大会の他に研究会の開催、会報・年報の発行など、学会活動の基礎が築かれたといつてよいと思います。

次の伊藤義会長のもとで、96年に日本学術会議団体登録が認められ、翌年には、日本オリンピック委員会からの依頼により、佐藤千春会長がドーピング協議会に参加、7月には、金沢で「スポーツ事故の防止と医療を考える」をテーマとして、日本臨床スポーツ医学会

との共催による共同研究会を開催

しております。また、同年12月の

第5回大会では、94年10月以降の

スポーツ基本法研究専門委員会の

活動の成果である「スポーツ基本

法要綱案」が発表され、そこでは

「すべて国民は、ひとしくスポーツ

に関する権利を有し、生涯にわた

つて實際生活に則し、スポーツに

参加する自発的な機会が保障され

なければならない」として、国民

のスポーツ権の存在を確認するに

至っております。この間に、本学

会の社会的認知が一層進み、活発

な活動が進められてきたといつて

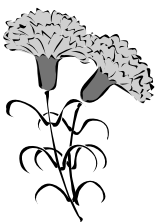
よいのではないのでしょうか。

両会長の業績はまことに顕著な

ものがあると思いますが、この6

年の間に、研究体制など、初期の頃にはうまく働くと考えていたものが、かならずしも有効に機能しないといった事態も生じております。そうしたことから、本年度の理事会では、従来の三部会制にかえて、例えば世界のスポーツ実定法・ドーピング・事故判例などに関する研究専門委員会の設置を検討することにいたしました。その他にも、本学会の組織体制の確立とそのため規約の制定、学会として取り上げるべき課題、先の研究専門委員会の設置とも関係する、学会の本来の使命の一つである有用・必要な情報を提供しあう方法と場などについて、改めて検討していきたいと考えております。

微力ではありますが、全力をあげて、本学会の発展のために努力する所存であります。会員の皆様のご協力とご支援を切にお願いする次第であります。



スポーツ法学会 第二代会長の任を終えて

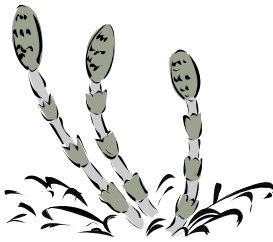
伊藤 堯

初代、千葉会長の後を受けて二代目会長を引受け、またたく間に三年間。理事、役員をはじめ、会員の皆様のご支援を受けて、無事任期を終えることができました。

この間一九九六年には日本学術会議の団体登録が認められ、スポーツ法学会が創立三年にして学術団体として社会的に認知されたことは、大変な慶びでありました。又、法学部、体育学部でスポーツ法学の講座を開設する大学が相次ぎ、事務的にも法曹界から認知され、現在会員の内45名が弁護士であることもスポーツ法学の社会的必要性が評価されている証左であります。

学会は第一義的には学問研究団体としての責任がありますが、その研究成果を社会に貢献する責任もあります。新濱野体制に期待するところですが、

三年間の会員の皆様のご支援を感謝するとともに、日本スポーツ法学会のさらなる発展を祈念して退任のご挨拶とします。



日本スポーツ法学会

第六回大会盛大に開催される

第六回大会は、一九九八年十二月十九日(土)、早稲田大学国際会議場において開催された。全体テーマは「スポーツにおける違法性阻却」である。

第一大会

一 自由研究発表は、第一部会と第二部会の2会場に分かれ、それぞれ発表と討議が行なわれた。司会は第一部会を諏訪信夫会員(筑波大学)、第二部会を佐藤千春会員(朝日大学)が担当した。

3. 小谷寛二(呉大学)：学校運動会事故紛争関係における安全提供義務に関する一考察。

(2) 自由研究発表第二部会
1. 森浩寿(日本大学大学院)「オーストラリアにおけるスポーツ行政の変遷」
2. 水沢利栄(福井大学)「スキー場入場者保険に関するスキーヤー及びスノーボーダーの意識調査」

第二大会

(1) 自由研究発表第一部会
1. 中田誠(富士ゼロックス)：スクーパダイビング業界の現状について。
2. 吉田勝光(中京大学体育研究所)：高校野球活動での打撃練習中の事故防止に関する一考察。

第二大会は、野間口英敏会員(東海大学)の司会で行われた。伊藤堯会長(平成大学)の挨拶の後、小笠原正事務局長(東亜大学)から今年度の活動報告及び99年度の事業計画案並びに99年度予算案が報告・提案され、いずれも承認された。伊藤会長から本年は人事の改選の時期に

あたり、任期満了による会長退任の申し出と新役員選出を従前の慣例に従い選出したい旨提案があり、全会一致で承認された。新役員は会長濱野吉生会員、副会長小笠原正会員、事務局長菅原哲朗会員が総会で選任された。

また、元会長千葉正士会員を名誉理事とする旨の提案も採択された。濱野新会長から就任の挨拶と現在会員数が発足以来6年間で210名となった事が報告された。

(一) 基調講演…司会入澤充会員 (東京女子体育大学)

1. 「スポーツと刑事責任 違法性阻却を中心に」前田雅英(東京都立大学)

(1) 故意犯は少なく、過失責任である。刑事事件となるのは登山と水泳が多い。多くの人間が死亡しているので、刑事事件の問題となる。生命身体に対する犯罪類型となる。

違法とは、悪いことである。何が悪いのか？結果無価値・行

為無価値説、主観主義と客観主義の論争がある。ルールを破った時の心理状態。犯罪を構成要件から、次に違法性、有責を考える。この点が刑法は厳格である。

ボクシングは暴行か傷害か。医療行為とスポーツ行為はパラレルである。常識的に観客は犯罪と思っていない。

ペーリング流的な犯罪でなく、違法性の類型が構成要件と考えるのが多数説・判例の主流である。刑事では違法阻却は認められない。やはり、正当防衛だけである。結果が「死ぬ」と事情は変わる。余りにも酷いルール違反があるときは構成要件該当となる。実務家の構成要件

「被害者の同意」が最大の理由である。問題は、過失で死亡した場合である。

(2) 正当行為(刑法35条)法令または業務による行為は罰しない。

い。

より優越的な大きな利益を守るために許される。御柱では死亡事故がおこるが、慣習の国民的意思が許している。スポーツは「業務行為」である。正しく行われた継続・反復された行為が「業務」。

(3) 過失…許された危険の法理とスポーツ。きちつとルールを守れば、同意があるので許される。傷害は同意があれば無罪。殺人は同意殺の犯罪になる。過失死亡は同意が予想の範囲内なら違法性阻却となる。過失犯も不可罰となる。

2. スポーツ事故と民事上の違法性阻却 その実体的・訴訟法的検討 萩原金美(神奈川大学)

(1) 違法性阻却は過失相殺の要件となっている。安全配慮義務は債務不履行か、不法行為の論争がある。実務家の直観では訴訟の請求権競合について不法行為構成と契約構成の意義は薄れ

ている。判例は安全配慮義務は過失の内容が、不法行為の過失相殺の要件となっている。制裁的機能は不法行為であろう。専門家と素人の見解の違い、過失さがし、事故防止につながる。登山事故は、一回かぎりの条件もあるが被害者遺族の場合には、不法行為と考える。調停では当事者が制裁を求めている。スポーツの自己決定権の自己発現である。

(2) 裁判官は過失さがしをしていくわけではない。紛争処理は裁判所だけではない。事故補償の相互救済システムはニュージーランドで施行されている。ADR(代替的紛争解決)は第三者が仲裁する弁護士会の仲裁センターがある。早く3回で解決する。裁判は職業裁判官なのでスポーツについて知らない。判決と同じく先例集も出版している。

国際ルールはスポーツでは当たり前となった。しかし、マネ

「ゲームの世界はスポーツ事故と異なる。各国固有法が重要である。グローバルな紛争処理の法文化と相剋と融合がある。」

第三、シンポジウム

シンポジウムは、大会のテーマである「スポーツにおける違法性阻却」を中心として、坂本重雄会員（専修大学）、宮内孝知会員（早稲田大学）の司会によって行われた。

「スポーツにおける違法性阻却」

井上洋一（奈良女子大学）

「スポーツ事故と違法性阻却」

山田二郎（東海大学）

「スポーツにおける健康診断書・誓約書の現状と課題 ランニングとトライアスロンに関して」

山西哲郎（群馬大学）

山田…危険引受より「危険の同意」と呼ぶほうが相応しい。明示の承諾書をとっていないくても、危険の同意を被害者の黙示の承諾が擬制されている。自由

な意思と社会的合理性があれば制限つきで判例は認める。過失相殺の問題と考えられている。被害者の同意は、民事では必要要件であるが決定的要件ではない。承諾の限界が問題となる。

競技スポーツやマラソン大会での同意書は有効といえる。スキー用具は、PL法もあり、免責約款は無効といえる。交通事故で確立されている信頼の原則（相手方を信頼して行動すればよい）も適用されるべき。スポーツ事故もルールに従っていれば、故意でなければ違法性は阻却される。挑発行為は過失相殺であろう。スポーツの「マニユアル」はルールと同視すべきである。そして、ルールの違反の有無で過失を判断すべきであろう。

過失相殺は、被害者の過失や損害の拡大、スポーツ事故の特色である。

山西…ホノルルマラソンから戻る。厳しい誓約書。マラソンは

大衆ランナーがプロと並んで走れるスポーツ特性がある。トライアスロンはハワイで海兵隊が考えた。危険性は道路、海などスポーツ環境が左右する。参加者が市民レベルの中高年が多く、その問題点がある。文書は単なる警告的、締めつけ的な存在になっている。

誓約書はアメリカ・オーストラリアでは詳細な請求権の放棄を求める。健康診断がセットになっている。

(討論)

三浦…学校教育は法的に立法的な承諾がある。ルール遵守により違法性が阻却されているのは、被害者の承諾が背後にあるのではないのか。

山田…刑事の分野では被害者の承諾が決定的でも、民事の分野は、五要件は別個ではなく実際の事件では重なっている。被害者の承諾はオールマイティー、全てではない。判断基準、枠組みとしてはルール違反が決定的

だろう。正当行為の判断が必要。危険の同意は重要な要素となる。

前田…正当行為35条と同意は一体となるのではなく、刑事で故意犯を考えれば、不可罰となり、過失犯ではルール違反は重要であろう。注意義務について過失のスポーツ事故を考える。マラソンはイメージがなかった。山田…挑発行為があつてもルール違反があれば違法阻却と言えない。ルールを守っていれば限りなく故意に近くても正当行為になる。

小谷…ルール違反は、高度のテクニクとしてスポーツがなりたっている。伊藤…ルール違反はマナーの問題であろう。

山田…判断規範、行為違反としてのフェアプレーの精神が必ず。

(敬称略)
(菅原哲朗 記)

一九九九年 第一回 理事会 議事要録

日時・場所は一九九九年(平成11)年12月18日早稲田国際会議場
決定済み。

理事会の要領

日時 一九九九年(平成11)年4月6日(火)午後2時

場所 早大人間総合研究センター1分室

出席理事 濱野吉生、小笠原正、中村浩爾、森川貞夫、伊藤堯、菅原哲朗

委任状提出理事 佐藤千春、山田二郎、奥島孝康、萩原金美、諏訪伸夫、坂本重雄、永井憲一

出席監事 池井優

委任状提出監事 日野一男

出席事務局 入澤充、望月浩一郎

議事
第1 新入会員に関する件
(1) 一九九八年(平成10)年総会時の入会会員への通知方法について

今後は、「入会承諾書」を作成し、事務局に指示し、新規会員に郵送する。

(2) 入会申し込みがあり承認をした会員

前田 憲昭 日本ラグビーフットボール協会医務委員

丸山 浩一 東京都衛生局

常深隼太郎 関西ラグビー協会医務委員・つねみ医院院長

杉山 眞夫 寺尾病院院長

佐々木秀幸 早稲田大学人間科学部

小野 陽二 小野クリニク

原 三千雄 エー・ピー・シー開発

矢澤 久純 中央大学大学院法学研究科

第2 第七回大会に関する件

第3 夏の三部会合同研究会の件

日時・場所は一九九九年(平成11)年7月24日(土)午後2時より5時まで、日本体育協定会議室(JR原宿駅徒歩三分・岸記念体育会館2階)と決定した。

テーマ・競技者を巡る法律問題

第4 部長に関する件

次のとおり報告された。

1 部会 永井憲一理事(法政大学・再任)

2 部会 萩原金美理事(神奈川大学・新任・山田退任)

3 部会 山田二郎理事(東海大学・新任・菅原退任)

第5 名譽理事規約に関する件

一九九八年(平成10)年総会で千葉正士会員を名譽理事とするこの賛成を得られたので、本年度で規約案を検討し、小笠原正副会長を責任者として今年度12

月18日大会までに提案する。

第6 学術会議に関する件

学術会議の候補者は、会長、推薦人副会長、補助事務局長で了承された。

第7 その他

1 日本体育協会より新連載の申し出

テーマ、執筆者の選定は小笠原副会長に一任し、次回理事会に報告予定である。

2 事務所移転の件

(1) 一九九九年(平成11)年4月1日より体育施設出版から総合スポーツ研究所・榑トスエントプライズに移転する。

(2) 新事務所

〒196-0004 国立市中1-9-8 第7叶ビル5階

電話設備を新設する。

3 事務局体制の件

(1) 退任 佐々木光明・高橋雅夫・日野一雄・増尾均・野中ルミ子

(2) 再任 小林真理・斉藤健司・鈴木モモ子・野間口英敏・

入沢充・望月浩一郎・中村祐司
(年報編集委員長兼務)、千田志郎、その他女性事務局のバイトで応援を依頼する。

4 臨床スポーツ医学会との共同研究

(1) 研究の終了を12月18日の大会で事業報告を事務局長がする。

(2) 依頼原稿で小笠原正副会長が論文を書く方向で閉めたい。

5 年報第6号準備の経過

(1) 依頼原稿…小笠原正・佐藤千春

(2) 書評…中村祐司・高橋雅夫
6 会報の発行

年2回 4月と9月発行予定

編集作業は事務局長を中心に、千田が事務局に指示し、作成発送する。

7 次回の理事会の予定について

(1) 日時…一九九九(平成11)

年6月5日午後2時から4時まで

(2) 場所…早大人間総合研究所センター分室

8 会計処理について

(1) 新会員の獲得・寄付金を募る等財政基盤を充実させる方向で検討する。法人の賛助会員、年報の購読会員などを創設することを検討する。継続討議

(2) ISDN電話の代金11万円を補正予算として予備費から支出することを承認

9 インターネット・ホームページの件

学会のHPを作成する準備委員会を事務局に設置する。

事務局よりお知らせ

インターネットHP準備委員の募集について

このたび日本スポーツ法学会のホームページを開設することになりました。

多くの会員のボランティアで

知恵を集めます。インターネットHP準備委員を希望される方は事務局長までEメールまたはFAXにてその旨お申し込み下さい。

MAIL TO : rp3t-sgwr@asahi-net.

or.jp

sugawara tetsuro 菅原 哲朗

FAX : 03 5992 4432

年報バックナンバー

第一号 一九九四年

スポーツにおける当事者関係

第二号 一九九五年

スポーツにおける紛争と事故

第三号 一九九六年

スポーツにおける契約の諸問題

第四号 一九九七年

スポーツの権利性と文化性

第五号 一九九八年

スポーツ法の理念とスポーツ

事故問題

お知らせ

事務所移転のご案内

新事務所

〒186-0004 国立市中1-9-8

第7叶ビル5階

TEL : 042 1351

FAX : 042 6275

案内図

